

Tax Analysis

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2020年3月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

香港・マカオ・台湾居住者の中国本土社会保険の加入に関する規定の公布

2019年11月29日、中華人民共和国内力資源社会保障部と国家医療保障局は「香港・マカオ・台湾居住者の内地(中国本土)の社会保険の加入に関する暫定弁法」(人力資源社会保障部・国家医療保障局令第41号:以下「41号令」¹⁾)を公布し、香港・マカオ・台湾居住者に関する内地(中国本土)の社会保険の加入及び社会保険待遇の享受などの事項について詳しく規定した。41号令の規定により、内地(中国本土)の雇用主に雇用される香港・マカオ・台湾居住者は、法に従い内地(中国本土)社会保険に加入する必要がある。また、相応の社会保険料を雇用主及び本人より納付することとなる。ただし、既に香港・マカオ・台湾の社会保険に加入しており、かつその保険への加入を継続している者は、内地(中国本土)の基本養老保険・失業保険へ加入する必要はないものとされた。内地(中国本土)で就業・居住し、かつ所定の状況に当てはまらない香港・マカオ・台湾居住者は、原則として、内地(中国本土)の社会保険の加入を任意に選択することができる。なお、41号令は2020年1月1日から施行される。

1. 41号令の要点

(1) 社会保険加入の適用範囲

41号令の加入規定は、以下の香港・マカオ・台湾居住者に適用される。

一般従業員	内地(中国本土)で法に基づき登録又は登記された雇用主によって採用・募集された香港・マカオ・台湾居住者
個人事業者	内地(中国本土)で法に基づき個人工商業経営に従事する香港・マカオ・台湾居住者
非正規雇用者	内地(中国本土)で非正規雇用で就業し、香港・マカオ・台湾居住者居住証を取得している香港・マカオ・台湾居住者
未就業者	内地(中国本土)に居住し、香港・マカオ・台湾居住者居住証を取得している未就業の香港・マカオ・台湾居住者
大学生	内地(中国本土)に在学している香港・マカオ・台湾の大学生

その内、一般従業員は法に基づいた保険への加入、雇用主と本人により規定に従い社会保険料の納付を行う必要がある。個人事業者、非正規雇用者及び未就業者は、登録地(居住地)の関連規定に従い、保険の加入を任意に選択することができる。加入の対象となる保険の種類は、上述した香港・マカオ・台湾居住者の類型によって異なる。

1 [国家医療保障局令第41号](#)(中華人民共和国内力資源社会保障部ウェブサイト(中国語))

「○」加入対象、「－」非加入対象

	一般従業員	個人事業者	非正規雇用者	未就業者	大学生
従業員基本養老保険	○*	○	○	－	－
従業員基本医療保険	○	○	○	－	－
労災保険	○	－	－	－	－
失業保険	○*	－	－	－	－
出産保険	○	－	－	－	－
都市・農村住民基本養老保険	－	－	－	○	－
都市・農村住民基本医療保険	－	－	－	○	○

* 既に香港・マカオ・台湾の社会保険に加入しており、かつその保険への加入を継続している者が、権限を有する機関より発行された証明書を取得した場合には、内地(中国本土)の基本養老保険と失業保険に加入する必要はない。

(2) 保険加入地

41号令の規定により、香港・マカオ・台湾居住者は、以下の規定された場所で保険に加入しなければならない。

	一般従業員	個人事業者	非正規雇用者	未就業者	大学生
保険加入地	勤務地	登録地	居住地		教育機関所在地

その内、従業員基本養老保険に加入している人員が保険加入地と異なる省で就業する場合には、基本養老保険の加入関係について就業先の省へ異動する必要がある。

(3) 社会保険加入手続

香港・マカオ・台湾居住者が社会保険加入のために各種の手続を行う場合、内地(中国本土)の居住者と同様の手続を行う。保険加入後、香港・マカオ・台湾居住者は、社会保障番号と社会保障カードの発行を受ける。

41号令では、香港・マカオ・台湾居住者による社会保険登記に必要な基本資料が列挙されている。

	一般従業員	個人事業者	非正規雇用者	未就業者
必要資料	<ul style="list-style-type: none"> ■ 香港・マカオ・台湾居住者身分証明書 ■ 労働契約書/雇用契約書 	現地の関連規定に従う		香港・マカオ・台湾居住者 居住証

(4) 加入待遇

社会保険に加入している香港・マカオ・台湾居住者は、法に基づき社会保険待遇を享受する。

1) 養老保険待遇

従業員基本養老保険

香港・マカオ・台湾居住者が、法定の定年の年齢に達した場合において、その保険料累計納付年数が15年を満了したときは、養老保険の待遇を享受することができる(養老金を受給する)。

保険料累計納付年数が15年未満の場合には、15年を満了するまで引き続き納付することができる。

2011年7月1日以前に保険に加入し、定年後、引き続き保険料を5年間納付してもなお、保険料累計納付年数が15年に満たない場合には、15年満了までの保険料を一括納付することができる。

例:

ある香港居住者が2011年2月から内地の従業員基本養老保険料の納付を開始し、2020年1月に定年に達した。その間に9年間分の基本養老保険料が納付された。当該香港居住者は、定年後から2025年1月までの5年間(納付累計年数:14年間)に、引き続き保険料を納付することができる。また、2025年1月にさらに1年分の保険料を一括納付した場合、養老保険の待遇を享受することができる。

都市・農村住民基本養老保険

都市・農村住民基本養老保険に加入している香港・マカオ・台湾居住者が、養老金受給年齢に達した際に、その保険料累計納付年数が15年未満の場合には、関連規定に従った継続納付、又は不足分の一括納付のいずれかを選択することができる。

2) 医療保険待遇

従業員基本医療保険

- 香港・マカオ・台湾居住者が法定の定年の年齢に達した際に、その保険料累計納付年数が国の定めた年数に達している場合には、基本医療保険の待遇を享受できる
- 国の定めた年数に達していない場合には、規定年数満了まで引き続き納付することができる
- 納付年数は、各地の規定に準拠して実施される(例:北京の納付年数/男性25年・女性20年)

都市・農村住民基本医療保険

都市・農村住民基本医療保険に加入している香港・マカオ・台湾居住者は、現地の都市・農村住民と同様の基本医療保険の待遇を享受できる。

41号令の規定より、基本医療保険に加入している香港・マカオ・台湾居住者が、内地(中国本土)以外で診療を受ける際に発生した医療費用は、基本医療保険基金の支給範囲に組み入れられない。

3) 保険料納付地と異なる省で就業する場合の養老保険加入の異動

従業員基本養老保険に加入している香港・マカオ・台湾居住者が保険料納付地と異なる省で就業する場合には、原則として基本養老保険の加入について、就業先の省に異動すべきである。ただし、既に養老保険の待遇を享受している場合には、養老保険の加入の異動は行わないように規定されている。また、内地(中国本土)居住者とは異なり、香港・マカオ・台湾居住者は、新規保険加入地における臨時的な基本養老保険納付口座を開設する規定は適用されない。

保険料納付地と異なる省で就業する香港・マカオ・台湾居住者が養老保険料の受給条件を満たした場合には、以下の規則に従って待遇享受の手続を行う。

- 待遇享受条件を満たした時点において、その時の保険加入地での保険料累計納付年数が10年を満了している場合には、その時の保険加入地で、待遇享受の手続を行う
- 待遇享受条件を満たした時点において、その時の保険加入地での保険料累計納付年数が10年未満である場合には、前の「保険料累計納付年数が10年を満了した」保険加入地に異動する手続を行った上で、前の保険加入地で待遇享受の手続を行う
- いずれの保険加入地においても累計納付年数が10年未満である場合には、累計納付年数が最も長い保険加入地で待遇享受の手続を行う
- 累計納付年数が最も長い保険加入地が複数存在する場合、最後の保険加入地で待遇享受の手続を行う

香港・マカオ・台湾居住者が法定の定年の年齢に達した場合において、保険料累計納付年数が15年未満であるため引き続き保険料を納付することとなったときは、上述の手順に従って、保険料の納付地を確定すべきである。

4) 内地(中国本土)を離れた場合の養老保険口座の取扱い

香港・マカオ・台湾居住者が、養老保険料の受給条件を満たす前に内地(中国本土)を離れた場合には、その社会保険口座の取扱いについて、以下の中から選択することができる。

- 社会保険の個人口座を保留することができる。再び内地(中国本土)で就業・居住し、保険に加入した場合、以前の累計納付年数は、引き続き有効となる
- 本人による書面申請を通じて社会保険の加入を終了させ、その社会保険個人口座の残高を一括で引き出すことができる。再び内地(中国本土)で就業・居住し、保険に加入した場合、以前の累計納付年数はリセットされる

香港・マカオ・台湾居住者の身分を取得した元内地(中国本土)居住者が内地(中国本土)を離れる際にも、上述の規定に従って実施される。

(5) 資格認証

月ごとに基本養老保険料、労災保険料を受給する香港・マカオ・台湾居住者は、関連規定に従って当該待遇を享受するための資格認証を行う必要がある。また、月ごとに基本養老保険料・労災保険料・失業保険料を受給する資格が失効となった後、本人又は親族は、1カ月以内に社会保険取扱機構に報告する必要がある。なお、自主的に報告せず不当に享受した待遇は、直ちに社会保険取扱機構に返却しなければならない。

2. デロイトの考察とアドバイス

中華人民共和国労働社会保障部は、2005年に「台湾・香港・マカオ居住者の中国大陸における就業管理規定」(注：2018年8月に廃止済み)を公布し、「雇用主及び雇用された香港・マカオ・台湾居住者は、「社会保険料納付暫定施行条例」の関連規定に基づき社会保険料を納付しなければならない」と規定した。しかし、実際の施行に当たっては、各地での取扱いに差異が存在する状況が長く続いていた。その後、中華人民共和国人力資源・社会保障部は、2011年に「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法」を公布したが、香港・マカオ・台湾居住者の社会保険加入についての規定については、依然として明確ではなかった。そのような状況の中、今回の41号令では、香港・マカオ・台湾居住者による内地(中国本土)社会保険へ加入に関する政策が明確に定められた。それにより、内地(中国本土)の社会保障制度に関する管理の更なる強化と整備に寄与し、香港・マカオ・台湾居住者による内地(中国本土)社会保険の加入と社会保険待遇の享受という合法的な権益が保障されるものと考えられる。

特筆すべき点として、41号令では、適格の香港・マカオ・台湾居住者に、社会保険加入地(内地又は香港・マカオ・台湾)の選択権を与えており、香港・マカオ・台湾居住者の保険加入の需要を十分に考慮した規定であると同時に、企業及び従業員の保険料の二重納付による経済的負担の軽減にも寄与するものであることが挙げられる。

なお、2020年1月1日における政策施行が差し迫る中、香港・マカオ・台湾従業員の社会保険加入の検討が未だ行われていない企業も多く存在することが想定される。香港・マカオ・台湾の従業員を雇用している企業は、早期に以下の準備を進めることが推奨される。

■ 各地域における新政策の施行措置に対する適時の把握

- 所轄の社会保障/税務機関による香港・マカオ・台湾居住者の社会保険加入に関する最新の施行規定・措置に留意する。早期に、各地域の具体的な施行要求と必要手続を把握し、効果的な準備体制を構築することで、業務遅延による香港・マカオ・台湾従業員の社会保険加入への影響を回避すること。その一例として、従業員の賃金給与・福利費・社会保険個人口座の開設に関する情報の早期整理などが挙げられる
- 外国人や香港・マカオ・台湾居住者に対する社会保険加入関連の施行措置は、各地で差異が存在することを考慮し、企業は、引き続き各地の具体的な施行措置を把握する。その上で、規定の変更による申告コンプライアンス上の影響に適時対応すること。その一例として、中国で就業する外国人や香港・マカオ・台湾居住者に対して、社会保険の加入を強制しない地域が依然として存在するが、41号令の公布後、実務上の取扱いに変化が生じるか否か留意することが挙げられる
- 41号令では、今後の更なる明確化が待たれる規定が存在する。したがって、企業は、各地域における具体的な施行措置を把握することが推奨される。その一例として、台湾の従業員が社会保険に加入する場合、まず居住証を取得する必要があるか否か確認することなどが挙げられる

■ 社内アレンジの評価と調整

- 香港・マカオ・台湾従業員を対象とする社会保険は、任意加入から強制加入に変更される可能性が想定される。企業は、早期にコスト試算を行い、新政策による潜在的な財務上の影響を適時に評価すること
- 現地政府が、41号令の関連規定を厳格に施行することで、香港・マカオ・台湾従業員に対して社会保険の強制加入が要求される場合には、以下の措置を検討することが推奨される
- 関連従業員との適時かつ十分なコミュニケーションを行い、新政策及びその潜在的な影響(例：個人所得税及び税引後収入の変化)について理解を深めること
- 新政策による従業員個人への影響を把握した上で、企業自身の状況を踏まえた調整を行うこと
- 香港・マカオ・台湾従業員個人の社会保険口座の開設を適時に完成し、規定どおりに香港・マカオ・台湾従業員の社会保険料を納付すること

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

パートナー 安田 和子 kazuko.yasuda@tohmatu.co.jp

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn

シニアマネジャー 川島 智之 tomkawashima@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001